

## 「学生納付特例制度」

と

## 「若年者納付猶予制度」



学生または、学生でない20歳代の方で、前年度所得が一定額以下の場合に、保険料を後払いできる制度です。申請を行い承認を受けると、その期間中の障害や死亡といった不慮の事態に対して、満額の障害基礎年金・遺族基礎年金が支払われます。

### 学生の方には

#### 「学生納付特例制度」

学生納付特例制度は、在学中の保険料を社会人になってから支払うことができる制度です。所得が少なく、保険料が納められないときには、役場町民課年金係へ申請しましょう。

対象となる人	対象となる学生は？	持参していただくもの	承認されると
20歳以上の学生で、本人所得が118万円以下（学生の方に扶養親族があれば基準額が変わります）	大学（大学院）、短大、高等専門学校、高等学校、専修学校および各種学校（指定校）などに在学する学生。	①年金手帳 ②学生証または平成21年4月以降に交付された在学証明書③印鑑（認め可）	申請された年度の4月分から翌年3月分までの保険料の納付が猶予されます。

### 学生でない20歳代の方には

#### 「若年者納付猶予制度」

若年者納付猶予制度は、他の年齢層に比べて所得が少ない20歳代の方が、将来年金を受け取ることができなくなることを防止するため、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人および配偶者の所得要件により、保険料が猶予される制度です。

対象となる人	申請のときに持参していただくもの	承認されると
20歳以上30歳未満で、本人所得が57万円以下（単身者）、夫婦の場合は92万円以下の人です。	①年金手帳 ②印鑑（認め可）	申請された年度の7月分から翌年6月分までの保険料の納付が猶予されます。

社会保険庁ホームページアドレス

<http://www.sia.go.jp/>

問い合わせ

町民課 年金係  
熊本西社会保険事務所

☎ 232-4914  
☎ 355-3261

## 町税は納期限までに納めましょう

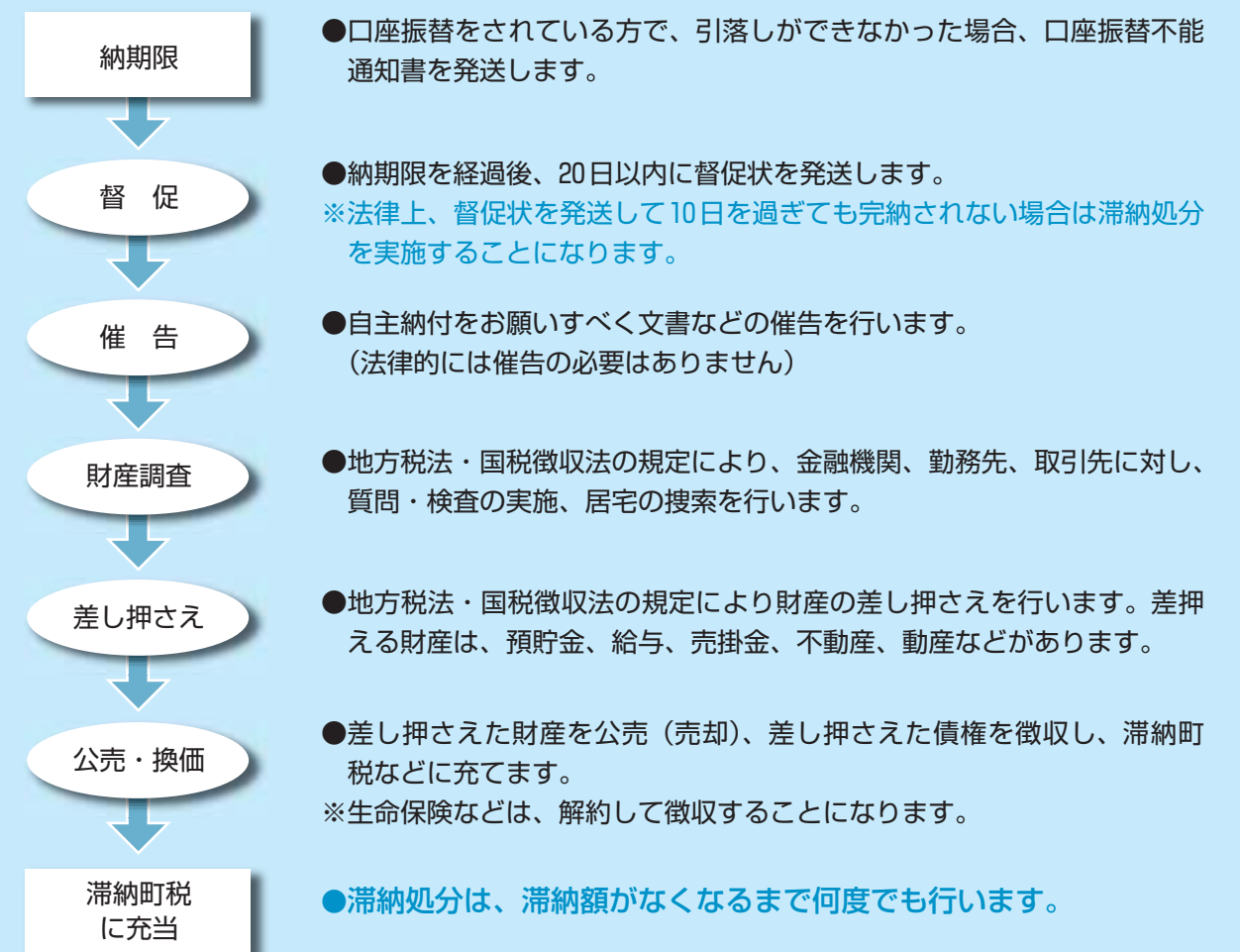
町税の納付は、税目ごとに納付する期限が決まっていますが、納期限を過ぎて納付される方には、期限内に納税された方との公平性を保つために、納期限の翌日から納める日までの日数に応じて延滞金（年利率14.6%）が加算されます。（督促状が発送されていれば督促料もあわせて納めていただくことになります。）

※延滞金は納期限の翌日から納付の日までその税額に年14.6%の割合（納期限の翌日から1カ月を経過する日までの期間については、「年7.3%」と「前年の11月末日の基準割引率および基準貸付率+年4%」のいずれか低い割合）で徴収されます。

※10,000円に対して、1日4円加算されていきます。

また、町税を納付せずに放置しておくで地方税法および国税徴収法の規定により差し押さえなどの滞納処分を受けることになります。

### 町税の滞納処分までの流れ



◆ 納期限までに納付できない特別な事情がある場合は、お早めにご相談ください。◆

問い合わせ

税務課 徴収係

☎ 232-4911